|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名【R3年度】 | | | 特定保健指導利用勧奨  **個別保健事業計画・評価　　　　保険者名（　　長久手市　　　）　　国保ヘルスアップ事業申請　有（ A　　 B　　 C　）　 無**　注：青の囲み部分は事業実施後の評価時に記載 | | | | | | | | |
| 背景（データヘルス計画との関係性・健康課題・計画での位置づけ） | | | 令和2年度特定保健指導対象者　301人  【動機付け支援対象者】235人  　健診会場で勧奨した人　 　　　　　　34人（うち分割実施利用者　21人）  　電話勧奨を行った人　　　　　　　　109人（うち保健指導利用者　23人）  　電話が通じず、勧奨通知を送った人　 92人（うち保健指導利用者　27人）  【積極的支援対象者】66人  　健診会場で勧奨した人　 　　　　　　26人（うち分割実施利用者　17人）  　電話勧奨を行った人　　　　　　　　　9人（うち保健指導利用者　 2人）  　電話が通じず、勧奨通知を送った人　 31人（うち保健指導利用者　 1人）  会計年度任用職員の栄養士から勧奨の電話をかけているが、平日昼間にしか電話することができないため、つながらない人が多く、保健指導につながらない。  健診実施機関の医師から、健診結果について「治療の必要はない」と説明を受けた人は保健指導の必要がないと思っている人が多く、保健指導の必要性が伝わっていない。 | | | | | | | | |
| 目的 | | | 電話や通知により、特定保健指導の利用勧奨を行う。繰り返し時間を変えて行うことで、なるべくコンタクトがとれるようにする。  個別健診受診者については、健診実施機関から健診結果とともに保健指導の案内をしてもらうことで、保健指導の必要性を理解してもらう。 | | | | | | | | |
| 対象者  周知・募集方法 | | | 令和3年度特定健診における特定保健指導対象者 | | | | | | | | |
| 事業内容 | 実施期間  実施日時  実施場所  内容 | | 令和3年5月から令和3年11月まで随時  健診結果説明時に医師から保健指導の必要があることを説明してもらい、保健指導の利用申込みを促す。  令和3年6月から令和3年12月まで随時  個別健診受診者で保健指導の申込をしなかった人及び集団健診時に分割実施を行わなかった人に対し、利用勧奨を行う。  〈利用勧奨方法〉  ①　対象者の就労や生活状況を考慮に入れ、平日、日中以外にも行い、おおむね1週間程度の間に3回以上実施する。  ②　①にもかかわらず、連絡がとれない対象者に対して、特定保健指導利用申込書、案内文、　返信用封筒等を発送する。 | | | | | | | | |
| 実施体制  （従事者・担当ごとの役割等） | | 東名古屋長久手市医師会（健診実施医療機関）：特定保健指導判定、保健指導の案内、チラシ及び申込書配布  保険医療課　事務1名、保健師1名（申込み受付、利用勧奨管理）  株式会社名豊：電話、通知による利用勧奨 | | | | | | | | |
| 今年度の重点目標 | | |  | | | 重点目標に対する実施後の評価 |  | | | | |
| 目標  評価指標 | | 区分 | 事　業　計　画 | | | 実施後の評価（＊達成度　Ａ：目標達成　Ｂ：目標達成していないが改善　Ｃ：変化なし　Ｄ：悪化　Ｅ：判定不能） | | | | | |
| 指標（事業番号ごとに設定） | 目標値 | 評価（データ入手方法・  入手先・時期） | 指標の評価結果 | | 達成度＊ | 成功・推進要因 | 課題・阻害要因 | 全体評価・今後の方向性 |
| ストラク  チャー | 適切な委託業者を選定する | 適切な委託業者を選定する |  | 実施可能な業者を選定できたが、事業報告などに問題があり、選定に課題があった。 | | B |  | 委託業者との報告・連絡等スムーズにいかない部分があった。 | 委託業者との連絡報告がスムーズに行かなかったことから、利用勧奨の実施状況の管理がうまくいかず、利用勧奨や再勧奨の時期が遅れてしまった。委託業者の選定については、検討の余地がある。  医療機関からの案内については、あまり実施されておらず、さらなる説明が必要である。来年度は、保健指導判定が健診結果に印字されて医療機関に提供されるようになり、医療機関での判定の必要がなくなるため、今年度よりは協力が得やすくなると考えられる。 |
| 医師会の理解協力を得る | 医師会の協力合意を得る | 医師会説明後 | 保健指導判定及び保健指導の案内をしてもらう事への協力合意は得られたが、医療機関からの案内で保健指導を申し込む人はいなかった。 | | B |  |
| プロセス | 対象者の生活状況を考慮した勧奨を行う | 曜日や時間帯をかえ、平日や日中以外にも勧奨を行う | 事業終了後 | 平日夜の時間帯など、これまで実施していなかった時間にも勧奨を実施した。 | | A | 委託したことにより、夜間の電話が可能となった。 | 健診終了後、しばらく時間が経ってからの勧奨となることがあり、本人の健康意識が高まっているうちに、勧奨ができなかった。 |
| アウトプット | 対象者への勧奨実施率 | 100％ | 事業終了後 |  | |  |  |  |
|  |  |  |  | |  |  |  |
| アウトカム | 勧奨した人のうち、特定保健指導を利用した人の割合 | 40％ | 事業終了後 |  | |  |  |  |
|  |  |  |  | |  |  |
|  |  |  |  | |  |  |

**個別保健事業計画・評価　　　　保険者名（　　長久手市　　）　　国保ヘルスアップ事業申請　有（ A　　 B　　 C　）　 無**　注：青の囲み部分は事業実施後の評価時に記載